# 接続ルールの見直しについて

「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号) 附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」 第一次答申

> 平成12年12月21日 **電気通信審議会**

# 目 次

第	章	現状			1
	1	接続ルールの経過			1
		(1)接続の基本的ルールの策定			1
	(	(2)接続の原価算定方式における長期増分費用方式の導入			3
	(	(3)競争的な高速インターネットアクセスのためのルール	整備		3
	2	接続ルールをめぐる環境の変化			4
		(1)電気通信分野の競争環境における新たな動き			4
	(	(2)移動体通信に関する検討の必要性			5
		(3)光ファイバ設備のアンバンドルに関する検討の必要性			6
	(	(4)「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律	律第		
		97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直し	につ		
		いて」			6
第	章	指定電気通信設備の範囲			7
角	第1食	節 移動体通信事業者設備の扱い			7
	1	現状			7
	2	意見			8
	(	(1)移動体通信事業者設備における不可欠設備性の有無に	関す		
		る意見			8
		(2)移動体通信市場における市場支配力に関する意見			8
	3	考え方			9
		( 1 )「不可欠設備」と「市場支配力」について			9
	(	(2)指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めるこ	との		
		是非		1	1
	(	(3)移動体通信市場における市場支配力等に着目したルー	ル等	1	3
	(	(4)移動体通信事業者設備における長期増分費用方式の導	入の		
		是非		1	5
	(	(5)料金設定権の考え方		1	6
角	92食	節 光ファイバ設備の扱い		1	8
	1	現状		1	8
	2	意見		1	8
	(	( 1 ) 光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外すべきか <sup>*</sup>	否か		

の意見	1 8
3 考え方	1 9
(1)光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かに	つい
て	1 9
(2)光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について	2 1
(3)光ファイバ設備を接続の為に設置する義務について	2 2
第3節 中継系伝送路設備等の扱い	2 4
1 現状	2 4
2 意見	2 4
(1)役務に着目した指定の方法の問題に関する意見	2 4
3 考え方	2 6
(1)指定電気通信設備と役務の種類	2 6
(2)競争的に供給が受けられるような局内設備と指定電気	话信設備
	2 7
(3)今後の措置	2 7
第 章 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)	2 8
1 現状	2 8
2 意見	2 9
(1)光ファイバ設備のアンバンドルの要否に関する意見	2 9
3 考え方	3 0
(1)光ファイバ設備のアンバンドルの必要性	3 0
(2)光ファイバ設備のアンバンドルの制度的確立	3 1
(3)光ファイバ設備のアンバンドルの緊急確保	3 1
(4)光ファイバ設備の地域毎の接続料の是非	3 1
(5)光ファイバ設備との接続に関するルール	3 1
第 章 接続料と利用者料金との関係	3 2
第1節 接続料と定額的な利用者料金等の水準	3 2
1 現状	3 2
2 意見	3 3
(1)「逆鞘」料金に関する意見	3 3
(2)内部相互補助についてのモニタに関する意見	3 3
(3)サービス開始と接続料設定の先後に関する意見	3 3
3 考え方	3 3

	(	〔1)定額的な接続料の設定	3	3
	(	〔2)内部相互補助等に関する情報開示	3	3 4
	(	(3)サービス開始と接続料設定の先後について	3	3 4
ŝ	第2食	節 事業者向け割引料金(キャリアズレート)の拡大	3	3 5
	1	現状	3	3 5
	2	意見	3	3 5
	3	考え方	3	3 5
第	章	その他の事項	3	3 7
	1	接続関連費用の負担の考え方(現行の網改造料によって費用	∄	
		が負担されている機能について)	3	3 7
	2	ISDNから電話への同番移行	3	3 7
	3	網機能提供計画	3	3 7
	4	接続諾否の手続規定の整備	3	3 8
	5	接続制度全体の定期的な見直し	3	3 8
第	章	今後の措置及び継続検討事項	3	3 9
	1	本答申を受けて行われるべき措置	3	3 9
	(	〔1)平成12年中	3	3 9
	(	〔2)平成13年前半	3	3 9
	(	〔3)平成13年後半	3	3 9
	2	本答申後の継続検討事項	3	3 9
附		接続ルールの見直しについて」第一次答申(草案)(平成12		
		1月17日公表)に対する意見(同11月17日から12   日次英集、名がるねに対する表記さ		
	月~	日迄募集)及びそれに対する考え方	4	41
< 資	<b>資料</b> >	•		
資制	料 1	電気通信審議会委員名簿		8 9
	斗 2	電気通信事業部会委員等名簿		
_	43	接続小委員会委員等名簿	9	9 1
資料	44	「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第9		
		7号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて		
次川	Ø F	諮問書(平成12年10月11日) 電気を支援を紹介。電気を重要するこれはは、不易の4		9 2
貝科	45	電気通信審議会総会、電気通信事業部会及び接続小委員会の 開催状況		3 3
		ᄢᆘᄔᄭᄱ		, ,

# 第 章 現状

1 接続ルールの経過

#### (1)接続の基本的ルールの策定

電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月9日)

当審議会では答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月9日)において、電気通信事業における公正有効競争の促進を図るため、接続の基本的ルールの在り方について提言を行った。

同答申において行った提言については、平成9年に成立した電気通信 事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)及びこれを受 けた関連法令の整備等によって措置が行われてきた。(表1)

電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)では、その附則第15条において、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定を設け、平成12年度を目途とした接続に係る制度についての検討がうたわれた。

# 表 1 電通審答申「接続の基本的ルールの在り方」における提言等と措置内容 (法令の条項番号は何れも平成9年~11年当時のもの)

#### 第一種電気通信事業者に関する一般的な接続ルール

接続の義務化	•	電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)(電気通信事業法第38条の追加) 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年郵
		政省令第81号)(電気通信事業法施行規則第23条の追
		加)
裁定手続の活用の容易化	•	電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)(電気通信事業法第39条の改正)

#### 特定事業者に関する特別な接続ルール

特別な接続ルールの適用範囲	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
	号)(電気通信事業法第38条の2第1項の追加)
	・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年郵
	政省令第81号)(電気通信事業法施行規則第23条の2の

	追加)
接続約款の作成等	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
	号)(電気通信事業法第38条の2第2~8、10項の追加)
	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年郵
	政省令第81号)(電気通信事業法施行規則第23条の3、
	5 ~ 9 の追加 )
建物・管路・電柱の提供	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
	号)(電気通信事業法第38条の2第3項第1号二の追加)
	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年郵
	政省令第81号)(電気通信事業法施行規則第23条の4第
	3項第2号の追加)
接続会計制度の創設	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97日)
	号)(電気通信事業法第38条の2第9項<当時>の追加)
	・ 指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91 号)
   接続料の算定	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
1女別に作れる力学な	号)(電気通信事業法第38条の2第3項第2号の追加)
	・指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則(平成9年)
	郵政省令第92号)
技術的条件	・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
	号)(電気通信事業法第38条の2第3項第1号イの追加)
	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年郵
	政省令第81号)(電気通信事業法施行規則第23条の4第
	1項の追加)
網機能の細分化(アンバンドル)	・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
	号)(電気通信事業法第38条の2第3項第1号口の追加)
	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年郵
	政省令第81号)(電気通信事業法施行規則第23条の4第
拉は眼体悪田の名相のたりさ	2項の追加)
接続関連費用の負担の在り方	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)(電気通信事業法第38条の2第3項第2号の追加)
	・指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則(平成9年)
	郵政省令第92号)
番号ポータビリティ	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
	号)(電気通信事業法第38条の2第3項第1号口の追加)
	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成11年
	郵政省令第63号)(電気通信事業法施行規則第23条の4
	第2項の改正)
網機能提供計画	・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97
	号)(電気通信事業法第39条の2の追加)
	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年郵
	政省令第81号)(電気通信事業法施行規則第24条~第2
	4条の4の追加)
	方について」(平成8年2月29日)における提言事項)
優先接続	・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97 号)(電気通信事業法第38条の2第3項第1号口の追加)
	- 一一 ラ )( 電気週信事業法第38 景の 2 第3項第1 号口の追加 ) - ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成11年 )
	郵政省令第38号)(電気通信事業法施行規則第23条の4
	第2項の改正)
	Λι ← -π∨/νΔ /

#### (2)接続料の原価算定方式における長期増分費用方式の導入

電気通信審議会答申「接続料算定の在り方について」(平成12年2月9日郵通議第120号)

技術革新と競争環境の進展など電気通信分野における環境の変化は激 しいことから、平成12年度を目途とした検討に先立つ形で接続ルー ルの重要な見直しがいくつか行われてきた。

例えば、接続料の算定については、従来からの実際費用方式では指定 電気通信設備における非効率性を接続料の原価算定上除外することが 出来ない点が問題として指摘されていた。

そこで非効率性を除外して費用を算定する方式である長期増分費用方式を導入する政府の方針が出されたのを受けて、平成12年に当審議会では、答申「接続料算定の在り方について」(平成12年2月9日郵通議第120号)においてその具体的な導入方策の在り方について提言を行った。

この審議会の提言を受けて、長期増分費用方式を導入する根拠規定を設ける電気通信事業法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第79号)が制定され、更にその具体的な導入方策について規定する接続料規則(平成12年11月16日郵政省令第64号)が制定された。(表2)

# 表 2 電通審答申「接続料算定の在り方」における提言と措置内容 特定事業者に関する特別な接続ルール

接続料の算定 長期増分費用方式の ・電気通信事業法の一部を改正する法律(平成12年法律第7 導入 9号)(電気通信事業法第38条2第4項、第10項の追加、 第12項の改正) ・接続料規則(平成12年郵政省令第64号)

## (3)競争的な高速インターネットアクセスのためのルール整備

電気通信審議会答申(平成10年3月20日郵通議第143号、平成11年1月22日郵通議第 111号、平成12年2月18日郵通議第126号)

デジタル加入者回線(DSL:Digital Subscriber Line)技術は、事業者が簡便に調達できる局内設備を既存の電話加入者回線に直接接続することで高速のインターネットアクセスサービスを提供することを可能

とするものである。従って、局内設備と加入者回線との円滑な接続が 確保できれば、多様な事業者が高速の低廉な定額のインターネットア クセスサービスを提供することが期待される。

平成11年8月、郵政省が東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)を指導したのを契機として同年12月から電話重畳も含めてMDF(主配線盤 Main Distribution Frame)における加入者回線との接続が実現した。

加入者回線等を細分化(アンバンドル)して接続するための条件については、平成12年9月の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年郵政省令第53号)指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成12年郵政省令第54号)等の措置によりルール整備が行われた。

また、競争事業者が接続のための局内設備をNTT東日本・西日本の局舎に設置(コロケーション)するための条件や手続等についても、同年同月に電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年郵政省令第55号)等の措置によってルール整備が行われた。

## 表 3 電通審答申(平成 1 2 年郵通議第 1 2 6 号等)における提言と措置内容 特定事業者に関する特別な接続ルール

建物・管路・電柱の提供 手続・条件の整備	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成11年 郵政省令第94号)(電気通信事業法施行規則第23条の4 第3項の改正) ・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年 郵政省令第55号)(電気通信事業法施行規則第23条の4 第3項の改正)
網機能の細分化(アンバンドル)/ 接続料の算定 加入者回線等のアン バンドル	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年 郵政省令第53号)(電気通信事業法施行規則第23条の4 第1、2号の改正) 指定電気通信設備の接続料に関する原 価算定規則の一部を改正する省令(平成12年郵政省令第5 4号)(指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則第 5、12条の改正、第13条の追加)

## 2 接続ルールをめぐる環境の変化

#### (1)電気通信分野の競争環境における新たな動き

近年の電気通信分野においては、競争構造に影響をもたらす次のような動きが起こっており、これらに対応して接続ルールの見直しを検討する必

#### 要が生じている。

専ら固定網を基本に展開されてきた従来からの動きに加えて、移動体 通信が普及拡大してきたこと

電話網における音声伝送を中心に展開されてきた競争構造が、IP網の拡大の中で、データ伝送などのサービスを融合的に提供する形態へ変化してきていること

利用者向けサービスの分野における原則届出制への移行などの規制改革等に伴うサービス競争の激化が進展している中で、利用者向け料金と接続料との「逆転」問題などが、公正競争条件確保の観点から提起されてきていること

## (2)移動体通信に関する検討の必要性

また、移動体通信事業者の設備に関しては、これまで閣議決定において 公平・透明な接続を確保する観点から、平成12年度を目途とした検討の 必要性が指摘されてきたところである。

規制緩和推進3か年計画(改定)(平成11年3月30日閣議決定)同(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)

## ネットワークの相互接続規制

措置内容	備考
接続条件の透明性を確保し、電気通信	改正電気通信事業法の附則に基づき、
事業者間の多様な形態での相互接続を	12年度を目途に接続ルールの見直し
推進する観点から、平成8年12月の	を行う。
電気通信審議会答申「接続の基本的ル	
ールの在り方について」に基づき引き	
続き整備を行うほか、12年度を目途	
に制度全体の見直しを行う。	

#### N T T の在り方

措置内容	備考
NTTドコモと他社との接続につい	平成12年度を目途とした接続制度全
て、その円滑化を図る必要が生じた場	体の見直しの中でも検討する。
合には、公平・透明な接続を確保する	
ものとし、その接続の在り方を早急に	
検討する。	

#### (3) 光ファイバ設備のアンバンドルに関する検討の必要性

メタル設備のアンバンドルについて規定した郵政省令(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年9月12日郵政省令第53号)及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成12年9月12日郵政省令第54号))の審議にあたって、当審議会が行った意見招請に応じて、光ファイバ設備についても同様のルール化を求める意見が多く寄せられた。

寄せられた意見としては、(ア)早期の高速通信実現のために光ファイバ設備のアンバンドルが必要であること、(イ)NTT東日本・西日本への接続要望が円滑に満たされていないこと、(ウ)光ファイバ設備のアンバンドルなくしてはNTT東日本・西日本と同様のサービス提供が行えないことなどであった。これを受けて、具体的な需要も顕在化しつつあると考えられることから、当審議会は本年8月31日の答申において、郵政大臣に対し光ファイバ設備のアンバンドルについて速やかに検討の場を設けるよう要望を行った。

(4)「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則 第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」

以上、(1)~(3)を背景に、平成12年10月11日に郵政大臣から当審議会に対して、「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の諮問が行われた。

郵政省においては接続ルールの見直しに関する意見招請を行うと共に、 当審議会においては同月25日に関係事業者から直接ヒアリングを行い、11月17日から12月4日に本答申の草案について内外からの 意見招請を行うなど、関係者の意見を踏まえつつ、透明に審議を行っ た。

# 第 章 指定電気通信設備の範囲

指定電気通信設備の制度は、不可欠設備(他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも利用が確保されることが不可欠である加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワーク[電通審答申「接続の基本的ルールの在り方について」より])を郵政大臣が指定し、その設備との接続について特別な接続ルールを設け、それとの接続の円滑化を図ることで公正な競争と利用者の便益の確保を図ろうとしたものである。

現在、指定電気通信設備として、都道府県毎に、固定の端末系伝送路回線の 過半数を設置する事業者が設置する加入者回線と、これと一体として設置する 電気通信設備であって郵政省で定めるものについて指定がなされている。

この指定電気通信設備の範囲について、 現在は含まれていない移動体通信 事業者設備や、データ伝送役務のために用いられている設備を含めるべきか否 か、また、 現在含まれている光ファイバ設備や中継伝送路等の取扱いをどの ようにすべきかについて議論が存在している。

## 第1節 移動体通信事業者の設備の扱い

#### 1 現状

電通審答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月) における論点は次のとおりであった。

#### 移動体通信事業者の扱いは、

- ・ 移動体通信事業者は基地局間又は基地局と交換局間の伝送路を有してい ないこと
- ・ 移動体通信事業者が扱う通信の殆どは固定通信事業者との間のものであ り、固定通信事業者への依存度が高いこと から、
- (1)指定電気通信設備の対象は当面固定通信事業者に限ることとする。
  - ( 電気通信事業法施行規則第23条の2第3項に反映。移動体通信事業者の加入者回線を指定電気通信設備を有する事業者を決定するための加入者回線総数に含めない。)
- (2)指定電気通信設備の定義は接続ルールの見直し時に実態を踏まえて見なおすことが適当とする。

#### 2 意見

## (1)移動体通信事業者設備における不可欠設備性の有無に関する意見

郵政省による意見招請(平成12年10月10日~23日)及び電通 審電気通信事業部会・接続小委員会合同のヒアリング(同10月25日)(以下「ヒアリング等」という。)の結果、移動体通信設備につい ても次の理由から指定電気通信設備の範囲に含めるべきとの意見があった。

(エムシーアイワールドコム・ジャパン、ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー、イー・アクセス、レベルスリー・コミュニケーションズ、日本交信網)

- ・携帯電話の加入者数・通信量が急激に伸びており、移動体通信事業者 との接続が不可欠となっている。
- ・料金設定やサービス供給量を市場とは独立に決定できる市場支配力を 有している移動体通信事業者の設備は指定電気通信設備と看做すべき。
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは日本電信電話株式会社がその株 式の大半を保有している。

一方で、移動体通信事業者設備は、次の理由から不可欠設備にはあたらないとの意見が出された。

(エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ディーディーアイポケット、ディーディーアイ、 ジェイフォン東日本)

- ・加入者回線等を設置して移動体通信市場に参入している事業者が多数 にのぼっており、設備の代替性が認められる。
- (2)移動体通信市場における市場支配力に関する意見

不可欠設備性の有無とは別に、移動体通信市場におけるエヌ・ティ・ ティ・ドコモは市場支配力を有しており、例えば次のように規制すべ きとする意見があった。

(エムシーアイワールドコム・ジャパン、ケーブル・アンド・ワイヤレス・ア イディーシー、イー・アクセス、レベルスリー・コミュニケーションズ、ディ ーディーアイポケット、ディーディーアイ、ジェイフォン東日本)

- ・接続約款の作成・公表など、接続条件の透明化を図るべき。
- ・ドミナント事業者の接続料には長期増分費用方式を導入すべき。
- ・(接続ルールに関する問題ではないが、)コンテンツプロバイダ、機器製造業者等への有形無形の圧力等、反競争的な行為が行われることのないよう、監視・規制すべき。

一方で、移動体通信市場へのドミナント規制導入は次の理由から不要 であるとする意見があった。

(エヌ・ティ・ティ・ドコモ)

- ・移動体通信市場は競争が激しく、市場シェアが常に変動している。
- ・欧州の「重要な市場支配力を有する事業者」(SMP: Significant Market Power)への規制は我が国の第一種電気通信事業者に相当するレベルのものである。

## 3 考え方

(1)「不可欠設備」と「市場支配力」について

「不可欠設備」とは、先に述べたとおり、「他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも利用が確保されることが不可欠である加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワーク」を意味する。これは、言わば設備面から見て他に追随を許さない程の規模の設備を単独で保有することから、他の事業者が当該設備に依存せざるを得ない性格(所謂ボトルネック性)を有していることを指すものである。

一方、「市場支配力」を有する事業者については、その概念について議論を行っている当審議会の「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の検討においては、「現に、市場支配力を濫用し、顕著な弊害を市場にもたらしていることを要件とするものではなく、電気通信事業の国民生活及び社会経済活動の基盤としての高い公共性にかんがみ、市場に多大な影響力を有し、市場支配力を濫用することによって公正な競争や利用者利益、電気通信サービスの公共性を阻害するおそれ(客観的蓋然性)が高いことに着目して、

電気通信分野に固有の概念として設定するもの」としており、「それぞれの業務区域における電気通信サービスの一定の市場において、売上高、利用者数、トラヒック等の一定割合以上の高いシェアを有する第一種電気通信事業者の中から認定することが適当」としている。その上で、この認定には「市場シェア及びその推移のみならず、ボトルネック設備(現行の指定電気通信設備に相当するもの)の設置の有無、ボトルネック設備を設置する事業者との関連性(資本面での結合関係)、市場参入の容易性、需要、供給の弾力性・代替性、価格支配力、企業規模、調達の影響力等企業のトータルパワーを総合的に判断すべきであり、欧米の例を参考としながら、具体的な審査基準を設けることが必要である」としている。

「不可欠設備」を設置する事業者に関する接続政策は、そもそも不可 欠設備がその性質として他事業者の事業展開上不可欠な設備であるが 故に、それとの効率的な接続を確保し、円滑化することに目的を持つ ことになる。

一方、「市場支配力」を有する事業者に関する接続政策は、その設備が性質として不可欠性を持つものではないとしても、市場において結果において優越的な地位を占めるが故に、他の事業者との間で強力な交渉力を有し、結果として競争を阻害しかねない潜在的な能力を持っていることに着目するものである。即ち、当該事業者との接続が他事業者にとっては不可欠とまでは言えないものの、市場価格などに左右されないだけの力を持つ当該事業者が、その地位を濫用して不当な差別的取扱いや原価を上回る料金を設定することによって競争阻害的な行為を行わないことを担保し、その透明性を確保することが求められる。

なお、「不可欠設備」に係るルールは、現行制度上のものであり、「市場支配力」を有する事業者に関するルールは、法改正によって新たに設ける制度となる。これら2つの制度の関係については、「不可欠設備」を有する事業者は「市場支配力」を有する事業者の中でも、とりわけボトルネックを有する者として特別な地位にあることから、「不可欠設備」に係るルールが、一般の支配的事業者に関するルールに加えて適用されるという関係にある。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 電気通信審議会『IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について 第一次答申』(平成12年12月21日)

## (2)指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めることの是非

移動体通信事業者の設備は、次の理由から不可欠設備とは言えない。

- ・移動体通信市場においては、固定網とは異なり、電気通信設備を設置 する事業者が地域単位に3以上存在すること。(図1)
- ・固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が加入者回線を含め自ら 設備を構築しており、且つその設備も各社が遜色なく全国にエリア拡 大されており、加入者線を含めたネットワークの代替性が存在してい ること(表4)

## 図1 移動体通信市場における事業者の参入状況

N T T ドコモグループ ・全国 9 社	・全国 9 社
K D D I グループ	
・IDO ・セルラー7社 (沖縄セルラーを除く) ・沖縄セルラー	・ K D D I (10月1日、D D I、K D D と合併) ・ エーユー (11月1日合併) ・ 沖縄セルラー
ツーカーグループ ・東名阪 3 社	□ ・東名阪 3 社
Jフォングループ         ・全国9社(北海道、東北、東京)         (東海)         (北陸、関西、中国、	・ J フォン東日本 (10月1日合併) ・ J フォン東海 ・ J フォン西日本 (10月1日合併)

表 4 携帯電話事業者の通話エリア人口カバー率

事業者名	人口カバ	- 率
NTTドコモグループ	全 国	1 0 0 %
エーユー ( 旧セルラー ) グループ	全 国 (首都圏・東海以外)	(cdma) 9 9 % (PDC) 9 7 %
KDDI(旧IDO)	首都圏・東海	(cdma) 9 9 % (PDC) 9 9 %
ジェイフォングループ	東日本 東 海 西日本	99.4% 100% 99.6%
ツーカーグループ	東 京 東 海 関 西	98.5% 100% 99.6%

人口カバー率 = 業務区域(市町村単位)の人口合計/(営業ブロックの)総人口業務区域の基準は、

- 1. 当該業務区域における市町村役場をカバーすること
- 2.業務区域内の人口集中部を含み、面的にある程度の面積をカバーすること (面積カバー率=実際のカバー面積/業務区域の市町村の総面積=60~80%)
  - ・移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも移動体間の通信は全体の5分の1以下(平成11年度)にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対し、移動体網は主として個人単位でのオプショナルな通信手段として普及拡大しており、単純な量的拡がりで見られるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと。

なお、意見招請やヒアリングの中で出された意見は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの設備を指定電気通信設備とすべきか否か、或いはその市場支配力に対する規律に関するものに集中し、移動体通信事業者の加入者回線設備を指定電気通信設備を指定するに際して計算する加入者回線に含めるか否かについては特に意見がなかった。これについては上述のとおり、移動通信事業者設備について現時点で不可欠設備性が認められず、業務委託を通じた固定通信事業者への依存度も依然として高いことから、これを指定電気通信設備を指定するに際して計算する加入者回線に、計算上含める必要性は乏しいと考えられる。

#### (3)移動体通信市場における市場支配力等に着目したルール等

一方、移動体通信市場における市場支配力や、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者と同じ企業グループに属していることに起因する交渉力を背景に、反競争的な行為や不透明な接続条件の設定がなされる虞があることが各方面から指摘されている。

移動体通信市場において市場支配力を有すると認定された事業者につ いては、接続政策の観点からは、当該事業者が多数の加入者を直接収 容することから、他の事業者は当該事業者との接続を行わなければ多 数の加入者との間で通信が行えないことになるので、当該事業者の設 定する接続条件如何によっては市場に参入し、サービスを継続するこ と自体が困難となる。当該事業者はそれと接続する事業者との相対関 係において強い交渉力を有することになり、交渉上の優位性によって 不当な差別的取扱いや原価(適正な報酬を含む。)を上回る接続料が 設定されたりすることがあれば、他の事業者は市場から容易に排除さ れてしまう可能性がある。また、一方の側で多数の加入者を収容して いるために接続交渉の迅速化のインセンティブが他方の側にしか働か ないような状況では交渉自体がともすると遅延し、市場の参入に支障 を来す可能性もある。こういった虞を排し、各事業者の円滑なサービ ス提供を確保するためには、こういった市場からの排除がないように するための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関して 透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必要と考えら れる。具体的には、移動体通信市場において市場支配力を有すると認 定された事業者に関して次のようなルールを設定することが必要であ る。

・現在個別協議の上で個別の接続協定を締結し認可を受けることを要する制度を、当該事業者が接続約款を作成して、一定のルールの下で認可を受ける制度に改め、接続の円滑化・迅速化を図る。

1 3

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 例えば、国際電信電話株式会社(当時)等の国際電話事業者3社がエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(当時)との間で国際電話事業者が支払う接続料の水準をめぐって行った交渉は、平成9年12月から11年3月迄の15ヶ月に渡り、ケイディディ株式会社(当時)等が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと行ったその改定の交渉は、同年7月から12年3月迄の9ヶ月に渡った。

- ・接続約款を公表するものとする。
- ・現在採られている認可審査基準(不当な差別的取扱いの禁止、適正な原価に照らし公正妥当な接続料、その他)を法文上明確化すると共に、認可にあたっての手続において透明性の確保を図る。
- (ア)市場支配力を有する事業者の具体的な概念や、
- (イ)接続ルールとは異なる側面において、市場における支配的な地位を濫用することによって、不当な競争を引き起こす行為を防止する方策

については、現在「IT革命を推進するための電気通信事業における 競争政策の在り方について」の第一次答申と整合性をとることが適当 である。

なお、移動体通信以外の分野(地域の固定通信市場を除く。以下同じ。) における市場支配力を有すると認定された事業者に関して、 との関 連でどのようなルールが必要となるかについては、次のとおり考えら れる。

- (ア)当該事業者が多数の加入者を直接収容する場合や、同一の市場において全国的にサービスを展開している事業者がいない等設備の代替性がない場合には、前述の移動体通信市場における市場支配力を有する事業者と基本的に同様のルールの整備が必要と考えられる。
- (イ)現在、移動体通信市場以外の分野では、上記(ア)に述べられたような状況は認められておらず、また、今回の検討のための意見招請においても、移動体通信市場以外の分野について接続に関する問題指摘はなかったことから、現時点では、移動体通信市場における市場支配力を有する事業者と同様の取扱いは要さないものと考えられる。

一方で、移動体通信分野をはじめとする通信市場分野において市場支配力を有さない事業者間の接続については、当事者間での交渉力の差も市場支配力を有する事業者との交渉の場合と比べて顕著ではないと考えられると共に、手続の簡素化は自由なビジネス展開を促進することが期待されることから、現行において個別協議の上で接続協定を締結し認可を受けている制度を、一定の条件の下で届出制とし、規制の

緩和を行うべきと考えられる<sup>3</sup>。

以上については、市場支配力を有する事業者についての制度創設に併せて、次期通常国会において法改正を目指し、その改正法の施行に際して関係郵政省令を整備して実現を図るべきと考えられる。

#### (4)移動体通信事業者設備における長期増分費用方式の導入の是非

移動体通信事業者設備について、接続料に長期増分費用方式を採用するか否かについては、原価主義が採られている現行の枠組の下で、接続料は必ずしも高止まりしている訳ではなく、その水準も国際的に見ても必ずしも遜色のあるものではないこと(表5、図2)から、現時点では、現行の方式を改め長期増分費用方式を採用する必要性は必ずしも認められない。

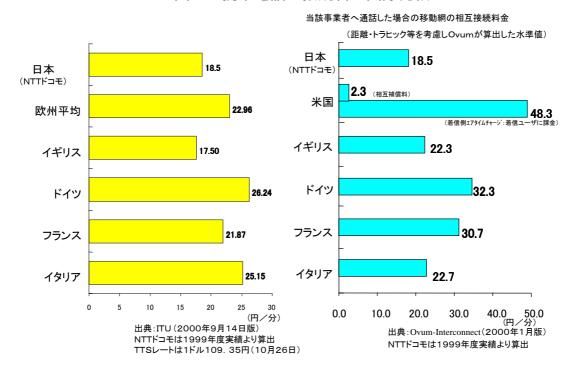
表 5 携帯電話事業者の接続料(平成11年度実績・加重平均)

携带電話事業者	接続料	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	18.5円/分	
A社	19.0円/分	
B社	18.7円/分	
C社	18.8円/分	

(各事業者からの提供情報による)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 届出においては、接続協定の届出で足り、接続に関して取得すべき金額の算定根拠等の 提出は不要である。

図2 携帯電話の接続料の国際比較



#### (5)料金設定権の考え方

移動体通信事業者設備に関連して、携帯電話事業者と固定電話事業者との間の接続において、携帯電話発信・固定電話着信の通話についても固定電話発信・携帯電話着信の通話についても利用者の電話料金を携帯電話事業者側が設定していることについて問題があるのではないかとの意見が意見招請の中であった。

現状では、利用者料金の設定をどの事業者が行うかは、事業者間の協議によって決められることが一般的なルールとなっており、移動体通信分野における現在の料金設定についても定着してきていると考えられ、現時点では、事業者間のこのような協議の結果を尊重することにも理がないとは言えないと考えられる

一方で、料金設定権とは直接の関係はないとしても、携帯電話事業者 の利用者料金の低廉化を求める利用者の声は強いので、今後携帯電話 事業者において一層の料金低廉化に向けての努力が必要である。また、 その中でも、携帯電話事業者において携帯電話発信・固定電話着信の利用者料金と固定電話発信・携帯電話着信の利用者料金とに差異を設けて設定(固定電話発信・携帯電話着信の方が割高となっている<sup>4</sup>。)していることは、双方の通話について使用設備に差がないことを考え併せると利用者にとって理解しにくいことから、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要と考えられる。本件については、速やかに郵政省から関係事業者に対し、今後の取組み計画について報告を求めることが必要である。

-

<sup>4</sup> エヌ・ティ・ティ・ドコモの場合は従来、携帯電話発信・固定電話着信の通話料が80円であるのに対し、固定電話発信・携帯電話着信の通話料が100円と設定されていたが、本年12月1日より、携帯電話発信・固定電話着信の通話料を70円、固定電話発信・携帯電話着信の通話料を80円に値下げすることとしている。固定電話発信・携帯電話着信の場合は、着信側の携帯電話に各種料金プラン(ドコモの場合通話料1.0倍~1.4倍)が存在することから、これらを踏まえた料金であることを考慮すると、事実上、格差は解消するものと考えられる。他方、他の携帯電話事業者の場合は、携帯電話発信・固定電話着信の通話料が80円~100円であるのに対し、固定電話発信・携帯電話着信の通話料は150円~180円と設定されている。(いずれも東京地域、PDC方式、平日昼間近距離3分間の場合。)

## 第2節 光ファイバ設備の扱い

## 1 現状

現行の指定電気通信設備は、メタルであるか光ファイバであるかを問わず、 端末系伝送路設備及び、これと一体として設置される電気通信設備について 指定が行われている。

#### 2 意見

(1) 光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外すべきか否かの意見

ヒアリング等においては、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社から以下の理由により光ファイバ設備を指定電気通信設備の範囲外とすべきとの主張が行われた。

- ・光ファイバ設備では設備ベースの競争状態にある。他事業者の敷設 距離はNTT東日本、西日本を上回っており、第一種電気通信事業 者以外の電力会社や鉄道事業体などが敷設している光ファイバ設備 も利用可能。光ファイバの利用について市場価格が存在する。
- ・高速アクセスサービスにおいてサービス競争状態にある。
- ・光ファイバ設備の設備投資インセンティブが働くようビジネスベースでの事業展開が不可欠。仮想的なモデル(長期増分費用方式)での全国一律料金や設備を持たないエリアでの建設等の義務が発生する場合にはコスト回収に期間を要したり回収もれが生じたりする虞がある。

一方、同じヒアリング等においては、メタル設備と光ファイバ設備と で区別なく指定電気通信設備とすることを前提に、光ファイバ設備の アンバンドルを求める意見が出された。

(イー・アクセス、ディーディーアイ、日本テレコム、ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー、エムシーアイワールドコム・ジャパン、レベルスリー・コミュニケーションズ、東京通信ネットワーク、テレコムサービス協会、 筒井多圭志、日本交信網)

## 3 考え方

## (1)光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて

- ・加入者回線を現に設置している事業者は、その設備の敷設のための 建物や管路、とう道、電柱などの基盤となる設備を保持していること から、加入者回線の更改や異なる設備との入れ替え等を他の事業者が 新たに設置する場合よりも遥かに容易に行うことが出来る。
- ・現在、このような線路敷設基盤の希少性等を考慮して、指定電気通 信設備を設置している事業者が敷設する固定の端末系伝送路について、 「光ファイバ設備かメタル設備か」といった設備の素材如何にかかわ らずボトルネック性を認める考え方が採られてきているが、現時点で この考え方を変更すべき特段の事情は認められない。

また、平成12年8月には接続の拒否を行ったNTT東日本を対象と して接続協議の開始命令を求める申立てが他事業者より行われ、また、 接続の請求に対して長期間回答が行われないとの意見を提出した事業 者もいるなど、NTT地域会社の光ファイバ設備と他事業者設備との 接続が円滑に行われていると言える状況にはない。

- ・更に、NTT東日本・西日本は加入者回線の光ケーブル線路亘長<sup>6</sup>に おいてNTT地域会社とその他の事業者の比率は、1対2であること から、NTTはむしろ少数者であるとしている。(表6)
- ・しかしながら、ボトルネック性は加入者へのアクセスについて生じ るものなので、その程度を見るにはケーブル亘長ではなく、加入者へ のアクセスの占有率を検証する必要がある。

19

<sup>6</sup> 一以上の光ファイバ芯線を束ねて、これらの芯線を保護する等の目的で被覆を施したも のを1本のケーブルとして捉え、このケーブルについて、収容局から各家庭までの長さを 合計したもの。

## 表6 NTT東日本・西日本とNCCの光ファイバ回線(敷設ケーブル亘長)

		N T T 東日本・ 西日本	N C C
加入者系	敷設距離	7 9 千 k m	1 4 1 <del>千</del> k m
	比率	3 6 %	6 4 %

・加入者へのアクセスに関して、現在、指定電気通信設備の決定に際 して採られている一定の方法で光ファイバ設備の回線数を集計すれ ば、平成11年度末現在において、NTT東日本・西日本が全都道 府県で少なくとも70パーセント以上の占有率を占めており、全国 平均では85パーセントの占有率を占めていることが明らかとなっ ている。

(表7:郵政省調査)

表7 NTT東日本・西日本とNCCの光ファイバ回線(利用回線数)

	NTT東日本・西日本の ファイバ回線数	比率	NCCの光ファイバ回線数
北海道	106,700	75%	35,000
青森	19,700	86%	3,200
岩手	19,200	88%	2,500
宮城	57,500	80%	14,400
秋田	14,600	90%	1,600
山形	15,200	85%	2,600
福島	28,800	86%	4,500
茨城	49,100	80%	12,600
栃木	37,700	81%	9,000
群馬	39,100	82%	8,500
埼玉	125,000	88%	16,300
千葉	126,700	89%	16,200
東京	958,800	86%	154,600
神奈川	273,400	88%	37,000
新潟	30,500	88%	4,000
富山	19,000	71%	7,600
石川	28,500	87%	4,300
福井	12,900	81%	3,100
山梨	15,700	77%	4,700
長野	40,500	93%	3,200
岐阜	26,300	90%	3,000
静岡	57,200	82%	12,700
愛知	155,100	87%	24,000
三重	31,700	90%	3,400

	NTT東日本・西日本の 光ファイバ回線数	比率	NCCの光ファイバ回線数
滋賀	20,500	90%	2,400
京都	55,000	87%	7,900
大阪	322,100	85%	57,100
兵庫	88,900	87%	13,800
奈良	23,300	94%	1,500
和歌山	12,400	89%	1,600
鳥取	8,700	84%	1,700
島根	11,800	83%	2,400
岡山	37,900	82%	8,600
広島	71,900	71%	30,000
山口	22,600	81%	5,200
徳島	10,000	81%	2,300
香川	18,200	78%	5,000
愛媛	18,500	86%	3,000
高知	9,700	89%	1,200
福岡	88,300	87%	12,700
佐賀	8,400	88%	1,200
長崎	17,300	92%	1,600
熊本	23,100	92%	1,900
大分	15,600	93%	1,200
宮崎	11,800	91%	1,100
鹿児島	19,300	94%	1,300
沖縄	24,300	92%	2,000
合計	3,228,300	85%	554,600

単位:電気通信回線数(「電気通信事業法施行規則」第23条の2第3項の「単位回線」(64kbps)に換算したもの)

以上より、光ファイバ設備は従前どおりメタル等の設備と区別せず、今後も指定電気通信設備の範囲に含めて捉えていくことが適当である。

#### (2) 光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について

指定電気通信設備として位置付けられたとしても、その設備の接続料を如何なる原価算定方式で算定するかは独立に判断できる。NTT東日本・西日本は光ファイバ設備の接続料に長期増分費用方式を適用することが妥当性を欠くとして光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外するよう主張しているが、光ファイバ設備に係る接続料の原価算定において長期増分費用方式を導入するか否かは、光ファイバ設備を指定電気通信設備として位置付けるか否かとは別の議論である。

光ファイバ設備については、中継伝送共用機能には平成12年度より 長期増分費用方式が適用されることとなっているものの、中継伝送専 用機能及び端末系伝送路設備については適用が行われないことと整理 されている。

長期増分費用方式の適用が行われない部分については、少なくとも当面は、透明な手続の中で、実際費用方式による適正な原価算定を行うこととする。

今後長期増分費用方式の導入の可否も検討されていくと考えられるが、 光ファイバ設備が今後設備投資されていくという点に鑑み、光ファイ バ設備に対する相当期間の需要動向が十分見込める状況になって、か つ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意し てその適用の是非等を判断していくことが望ましい。

#### (3)光ファイバ設備を接続の為に設置する義務について

接続の請求に応じる義務は電気通信事業法第38条により、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のみならず、すべての第一種電気通信事業者に課せられている。

即ち、接続の請求に応じるために光ファイバ設備の設置されていない地域で新たに設備を設置する義務があるか否かは、すべての第一種電気通信事業者について、同法第38条第3号、同法施行規則第23条第2号<sup>7</sup>の理由が該当するか否かで決せられる問題である。

NTT東日本・西日本は、設備のない地域での接続義務を免れる観点から光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外するよう主張しているが、接続の請求に応じる義務と光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外するか否かとは別の議論である。

一般論で言えば、光ファイバ設備が既に存在する場合には、接続請求 に応じる義務があり、光ファイバ設備が存在しない場合にはそのよう な義務はないと考えることが妥当である。

これをNTT東日本・西日本を念頭において詳述すると、光ファイバ設備のうち中継伝送路設備(交換等設備が設置されている建物同士の間に設置される伝送路設備)については、NTT東日本・西日本においては既に全国で敷設が行われていることから、基本的には全国で接

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 電気通信事業法施行規則第23条第2号は、第一種電気通信事業者が接続の請求に応じないことができる正当な理由として「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」を規定している。

続の請求に応じることが求められるものと考えられる。

また、光ファイバ設備のうち端末系伝送路設備については、

- (ア)既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域(例えば饋線エリアに光ファイバが既に設置されているエリアのように、2週間程度で必要な光ファイバ設備の対応を行い得る地域)においては、光ファイバ設備への接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。
- (イ)他方で、端末系伝送路設備である光ファイバ設備は敷設の途上にあることから、既に全国で敷設が行われているメタル設備とは異なり、地域によっては、光ファイバ設備の即応が出来ない地域(饋線点までの光ファイバが敷設されていないために、NTT東日本・西日本において新たな敷設工事を行うため短期間での対応が困難な地域)も存在する。

このような地域においては、接続請求に応じる義務において即応可能な地域とは異なった扱いとすることが適当である。

例えば、このような地域で2週間以内での即応を義務付けたり、これに伴う工事費などの適正な費用回収を認めない接続請求に応じる 義務を課すことは妥当性を欠くと考えられる。

## 第3節 中継系伝送路設備等の扱い

## 1 現状

現在、指定電気通信設備は、端末系伝送路設備及び「これと一体として設置する電気通信設備であって郵政省で定めるもの」について指定がなされている。このうち端末系伝送路設備と一体として設置される電気通信設備については、電気通信事業法施行規則第23条の2第4項により、 端末系交換等設備、 中継系交換等設備、 中継系伝送路設備、 情報の管理・役務の制御を行うための設備、及び その他の不可欠設備と規定されている。

具体的な指定電気通信設備は、この範囲内で告示により指定されているが、 具体的には、からについて、NTT東日本・西日本が「音声伝送役務」・ 「専用役務」の提供に利用している場合に限って当該設備を指定している。

#### 2 意見

#### (1)役務に着目した指定の方法の問題に関する意見

ヒアリング等においては、役務に着目して行われている現在の指定の 方法には問題があるとの指摘が各事業者から出された。

(東日本電信電話、西日本電信電話、ディーディーアイ、日本テレコム、東京通信ネットワーク、レベルスリー・コミュニケーションズ、イー・アクセス)

NTT東日本・西日本を除く各社からは、NTT東日本・西日本がデータ伝送役務の提供に際して用いている設備を次の理由から指定電気通信設備に加えるべきとする意見が出された。

(ディーディーアイ、日本テレコム、東京通信ネットワーク、レベルスリー・コ ミュニケーションズ、イー・アクセス)

- ・近年のインターネット等の普及により、NTT東日本・西日本の地域 IP網のようなデータ伝送役務の提供に用いられている設備との接続 の需要が高まっている。
- ・NTT東日本・西日本の地域IP網について、網機能提供計画等によ

る情報提供が行われず公正競争上問題がある。

・N T T東日本・西日本の地域 I P網を利用せざるを得ない I S Pが存在し、加入者線のアクセス部分を設置する N T T東日本・西日本が一体的に提供する中継区間が囲い込まれる一方で、これと同様のサービスの提供を行うために必要なアンバンドルされた N T T東日本・西日本の同間設備との接続の交渉が難航している。

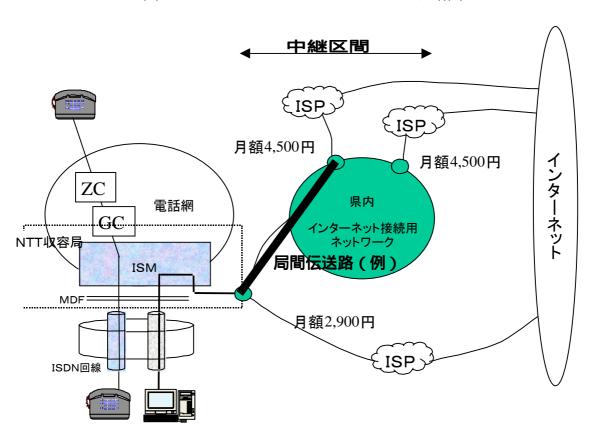


図3 フレッツISDNのネットワーク略図

また、NTT東日本・西日本からは、同社が専用役務の提供に際して用いているDSLモデム等の局内設備については、次の理由から指定電気通信設備の範囲外とすべきとする意見が出された。

(東日本電信電話、西日本電信電話)

- ・DSLモデムのような局内設備は他事業者も容易に調達、設置できる ものであり、設備の代替性がある。
- ・DSLモデムはベンダ主導で開発され、全ての事業者が購入設置でき

るため競争状態にある。

・DSLモデムのような更なる技術革新が見こまれる設備を指定電気通信設備とすると、電気通信事業法第39条の2第2項による網機能提供計画を通じた情報公開が必要とされているために早期のサービス展開に支障となる。

同じくNTT東日本・西日本からは、同社が電話の提供に際して用いている中継系交換設備、中継系伝送路設備について、次の理由から指定電気通信設備の範囲外とすべきとする意見が出された。

(東日本電信電話、西日本電信電話)

- ・G C 接続を行っている第一種電気通信事業者を経由してN T T 東日本・西日本の設備に接続する事業者が増大しており、設備の代替性がある。
- ・NTT東日本・西日本以外の事業者による県内通信市場への参入が行われており、サービス競争状態にある。

## 3 考え方

#### (1)指定電気通信設備と役務の種類

設備のボトルネック性は、本来指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその設備をどのような役務に用いているかとは無関係に判定されるべきであり、役務の種類とは切り離して、ボトルネック性の有無を検討することが適当である。

- (ア)端末系交換等設備、(イ)中継系交換等設備、(ウ)市内伝送路設備、(エ)中継系伝送路設備、(オ)情報の管理・役務の制御を行うための設備、及び(カ)その他の不可欠設備について、以下の理由等で、役務に関わりなく設備自体にボトルネック性が認められることから、基本的に指定電気通信設備と位置付けることが適当と考えられる。
- ・データ伝送役務に使用される設備については、適正な条件でアンバンドルされなければ他の事業者とNTT東日本・西日本との間で公正競争条件が確保されない可能性がある。例えば、NTT東日本・西日本がフレッツISDNなどのデータ伝送役務の提供のために用いている

伝送路設備はアンバンドルがなされていないことから、他の事業者が同等の条件で提供を受けられる状況が確保されておらず、NTT東日本・西日本と他の事業者との間でイコールフッティング上の問題がある。

・音声伝送役務については、接続事業者はZC接続の場合においてこれら機能を用いているばかりでなく、GC接続においてもNTT東日本・西日本の中継伝送専用機能と接続を行っており、他事業者のNTT東日本・西日本中継系伝送路などへの依存性は依然として顕著に認められる。

#### (2)競争的に供給が受けられるような局内設備と指定電気通信設備

但し、接続事業者がDSLサービスに際してNTT東日本・西日本の建物にコロケーションしているような、競争的に供給が受けられるようなDSLAMやルータなどの局内設備については、他事業者も容易に調達、設置できることから、設備の代替性が強いため、指定電気通信設備に含める必要はないと考えられる。なお、このような性格の設備の具体的な内容については、今後郵政大臣の告示により明確にする必要がある。

に関連して、このように競争的に供給が受けられる局内設備を指定電気通信設備から除外する場合、これらを介して指定電気通信設備と接続する際に現行のコロケーションのルールなどが適用されないことは競争政策上問題であることから、これらの非指定電気通信設備を介して間接的に指定電気通信設備に接続する場合にも、指定電気通信設備との接続に関して設けられているコロケーションのルールが適用される必要がある。

#### (3)今後の措置

以上のような指定電気通信設備の範囲の見直しについては、所要の省 令改正や指定の手続を速やかに(平成13年前半)行うことが必要で ある。

その手続が採られ次第、「地域IP網」における伝送路設備の機能などの必要なアンバンドルについて、早急に措置を講ずることが必要である。

# 第 章 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)

#### 1 現状

(1)電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)では、不可欠設備を設置する特定事業者の網構成設備や機能の細分化は、他事業者が多様な接続を実現するために必要なものであることから、競争の促進及び相互接続の推進の観点から積極的にこれを推進すべきであるとした上で、当初、7つの設備についてアンバンドルすることが適当であるとした。

その後、アンバンドルの要望に応じ、現在では18の機能に細分化されている(接続料規則第4条)。

(参考1)7つの設備(平成8年、電気通信審議会答申)

加入者側終端装置

加入者回線

加入者交換機

中継交換機

市内伝送設備

中継伝送設備

信号網

(参考2)18の機能(平成12年、接続料規則)

带域透過端末回線伝送機能

带域分割端末回線伝送機能

基地局設備用端末回線伝送機能

その他端末回線伝送機能

加入者交換機能

優先接続機能

Iインタフェース加入者モジュール折返し機能

市内伝送機能

中継系交換機能

中継伝送共用機能

中継伝送専用機能

通信路設定伝送機能

信号伝送機能

呼関連データベース機能

番号案内機能

手動交換機能 公衆電話機能 端末間伝送等機能

(2)このようにNTT東日本・西日本の指定電気通信設備は細かくアンバンドルされているが、光ファイバ設備については メタルではルール化されているMDF接続に相当するCTF接続と 伝送装置を伴わない中継 伝送路設備についてアンバンドルがなされていない。

図4 メタル設備と光ファイバ設備のアンバンドル ←ZC接続 ←GC接続 G C MDF MDFでの CTF CTFでの アンバンド アンバンド ルが行われ ルが行われ ている。 ていない。 光ファイバ メタル

#### 2 意見

(1) 光ファイバ設備のアンバンドルの要否に関する意見

ヒアリング等においては、光ファイバ設備について、次の理由から、 (ア)端末系伝送路設備及び(イ)中継伝送路設備の双方において「伝 送装置を介さない」アンバンドルされた形での接続がなされることが 確保されるべきとの意見が多数寄せられた。

(イー・アクセス、ディーディーアイ、日本テレコム、ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー、エムシーアイワールドコム・ジャパン、レベルスリー・コミュニケーションズ、東京通信ネットワーク、テレコムサービス協会、 筒井多圭志、日本交信網)

- ・DSLサービスの利用者が光ファイバ化に際しても同等のサービスへ スムーズに移行できるようにする必要がある。
- ・早期のブロードバンド普及を促進するために、接続事業者が調達する 低廉な最新の装置を接続して用いることが出来るダークファイバのア ンバンドル化が必要。
- ・光ファイバのアンバンドルは技術的に可能であり、メタルと区別して 扱う理由がない。
- ・光ファイバをアンバンドルしないことは、ドミナントな事業者が市場 支配力を維持するための重要な手段となっている。
- ・IRU契約ではコストベースの料金設定が確保できない。

これに対して、NTT東日本・西日本からは、光ファイバの提供はノード装置等と組み合わせて提供することが基本であり、ノード装置等と組み合わせない「設備貸し」は市場価格をベースとして「IRU契約」または同等の賃貸契約によることとするとの意見が出された。

(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)

#### 3 考え方

#### (1)光ファイバ設備のアンバンドルの必要性

光ファイバ設備との接続については、 需要が顕在化してきていること、その中で接続の請求への拒否が行われるなど円滑な接続が実現していないこと、 これにより、今後高速サービスの提供のための基幹的な位置付けを持つ、不可欠設備である光ファイバ設備が適正な条件で提供されない状況が生じていることから、事業者間の個別協議に委ねることは適切ではなく、端末系伝送路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続が行われることを早急に確保するべきである。

#### (2) 光ファイバ設備のアンバンドルの制度的確立

光ファイバ設備のアンバンドルが制度的に確立されるためには、 光信号の伝送に係る主配線盤等における技術的条件が接続約款に記載されると共に、 端末系伝送路設備と中継伝送路設備の双方について接続料が接続約款に明示されることが必要であり、そのための郵政省令の改正が早急に行われる必要がある。この所要の省令改正は平成13年初頭よりその手続を行うものとすることが適当である。

#### (3)光ファイバ設備のアンバンドルの緊急確保

他方、NTT東日本・西日本は利用者の光ファイバ設備への需要に応えるために近い将来「光・IP通信網サービス(仮称)」の提供を予定しているとのことであり、(2)で述べた郵政省令の改正が行われる迄の間にあっても、自サービスの開始時期を目途に、光ファイバ設備の他事業者に対するアンバンドルされた形態での接続がNTT東日本・西日本において緊急に確保されるべきである。

#### (4)光ファイバ設備の地域毎の接続料の是非

その際の接続料については、NTT東日本・西日本より光ファイバ設備について地域毎に異なる料金を設定することの可能性につき意見が出されており、その是非についても引き続き審議会において最終答申に向けて検討する必要があるが、検討の結論が出る迄の間は、現行のルールに則って地域毎に差異を設けない均一料金とすべきである。

#### (5)光ファイバ設備との接続に関するルール

NTT東日本・西日本においては、接続事業者において光ファイバ設備との接続が速やかに行えるエリアを把握できるように、光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示を速やかに行う必要がある。併せて、これに関連して必要なルールの作成に向けて、今後広く意見を徴して取組みを行うべきである。

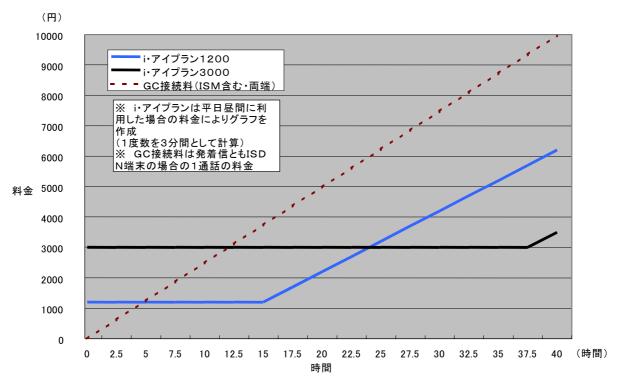
# 第章接続料と利用者料金との関係

## 第1節 接続料と定額的な利用者料金等の水準

#### 1 現状

(1)現在指定電気通信設備との接続に関して設定されるアンバンドル単位毎の接続料は、利用者料金とは別箇に算定されていることから、原則届出制となっている利用者料金との関係が問題となることがある。例えば、i・アイプランなどの定額的な料金体系においては、従量制の接続料と比較した場合に保留秒数によっては利用者料金が接続料の水準を下回るような状況が生じている。

図5 NTT東日本・西日本の接続料とi・アイプランの料金



(2)接続料と利用者料金の水準との比較については、従来、その関係が反競 争的でないことを立証する観点から、「加入電話の基本料」、「加入電話 の通信料(県内通信)」、「ISDNの基本料」、「ISDNの通信料(県内通信)」、「公衆電話(ディジタル公衆を含む)」、「番号案内」、「高速ディジタル伝送(県内専用)」、「ATM専用(県内専用)」、「IPルーティング網接続専用」、「一般専用(県内専用)」の区分により「利用者向け料金と接続料水準の比較」がNTT東日本・西日本から報告されている。

#### 2 意見

## (1)「逆鞘」料金に関する意見

郵政省による意見招請(平成12年10月10日~23日)に対して、 NTT東日本・西日本の設定する利用者料金と接続料との関係に関して、 競争への影響を勘案して、i・アイプランなどの「逆鞘」料金は認めるべ きでないとの意見が提出された。

(ディーディーアイ、ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー、エムシーア イワールドコム・ジャパン )

## (2)内部相互補助についてのモニタに関する意見

これに関連して、接続会計において、指定設備管理部門と指定設備利用 部門との間の内部相互補助についてモニタが必要だとの意見が出された。 (日本テレコム、東京通信ネットワーク、エムシーアイワールドコム・ジャパン)

## (3)サービス開始と接続料設定の先後に関する意見

また、NTT東日本・西日本が自らの新サービスを開始する前に、そのサービスの提供にあたって利用することとなる機能について接続料を設定すべきだとする意見が提出された。

(日本テレコム、ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー)

#### 3 考え方

#### (1) 定額的な接続料の設定

接続料の水準と利用者料金の水準との関係については、接続料がいわば「卸売的料金」であり、利用者料金が「小売的料金」であることに

鑑みると、利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公 正競争上適切ではないと考えられる。

とりわけ、公衆網において定額的な料金で利用者向けの選択料金が設定された場合には、従量制を基本とした現在の接続料との間で、保留秒数によっては利用者料金と接続料が逆転することになる。従って、接続料の従量的な現行の料金体系が維持される場合には、平均保留秒数如何によっては、接続事業者がNTT東日本・西日本と同等の利用者料金を設定することが困難になると考えられる。

よって、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において 定額的な利用者料金を設定している部分については、適切な方式によりこれを下回る水準で定額の接続料が設定される必要があると考えられる。具体的な算定の方式等については、適切な平均保留秒数などに ついての検討を含め、別途意見招請を行い、最終答申に向けて詳細に 検討を行う必要がある。

## (2)内部相互補助等に関する情報開示

なお、個別の料金よりも大括りでみた単位(例えば、「電話の通話料」などの単位毎)に利用者料金が全体として接続料を下回っている場合には公正競争条件が確保できない場合もあると考えられることから、平成11年からNTT東日本・西日本によりその検証が行われている。各役務の基本料・通信料等の区分毎における両者の関係については、今後とも検証を継続し、接続会計において内部相互補助がなされていないか、NTT東日本・西日本においてこれに関する情報開示を行い、社会的な評価を仰ぐべきである。

#### (3)サービス開始と接続料設定の先後について

利用者向けサービスの提供と接続条件の設定との先後の関係については、接続料などの接続条件の設定が、自社サービスの利用者料金等の設定よりも遅れることは公正競争条件確保の観点から基本的には問題があると考えられる。従って、指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである。

## 第2節 事業者向け割引料金(キャリアズレート)の拡大

## 1 現状

- (1)従来より、第一種電気通信事業者の設備を他の電気通信事業者がアンバンドルせずに利用する場合には、基本的に利用者向け料金がそのまま適用されてきた。このような場合にも事業者向け料金と一般利用者向け料金との間の費用範囲の違いを反映させた事業者向け割引料金(キャリアズレート)を設定すべきだとの意見が、第二種電気通信事業者を中心に主張されてきた。
- (2)これについては、専用役務について、接続料規則(平成12年11月16日郵政省令第64号)において指定電気通信設備について事業者向け割引料金を設定すべき旨の規定が設けられ、平成12年12月13日に具体的な料金案について認可申請が行われたところであり、平成13年初めにも実現する見通しだが、公衆網についてはその扱いが定まっていない。

#### 2 意見

郵政省による意見招請(平成12年10月6日~23日)に対して、NTT東日本・西日本の設定する利用者料金と接続料との関係に関して、アンバンドルされない公衆網が卸料金で提供されるべき、或いは、事業者間の役務提供において接続料を適用すべきとの意見が提出された。

(テレコムサービス協会、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ<sup>8</sup>)

#### 3 考え方

(1)公衆網における事業者向け割引料金(キャリアズレート)の設定については、事業者向け料金と一般利用者向け料金との間の費用範囲の違いを反映させるべきであるという点では専用線の料金と異なるところはなく、 先の当審議会の答申(平成12年9月26日郵通議第3107号)において、「…電話等における事業者向け割引料金の制度の整備が必要と判

<sup>8</sup> 併せて、事業者間役務提供の原則自由化についても意見を述べている。

断されるので、今後郵政省においてその実現に向けて検討を行うことが望まれる」と要望したところであり、実現に向けた具体的な検討が求められる。

(2)そのためには、近く実現される予定である専用線の事業者向け割引料金についての社会的な評価に留意しつつ、専用線と公衆網との異同なども十分検討した上で、公衆網における事業者向け割引料金(キャリアズレート)の設定についての具体的な考え方を整理し、その実現を図る必要があり、引き続き審議会において最終答申に向けて詳細な検討を行う必要がある。

# 第 章 その他の事項

1 接続関連費用の負担の考え方(現行の網改造料によって費用が負担されている機能について)

現在、接続料には、各事業者の利用に応じて費用を負担する「網使用料」と、特定の事業者が個別に負担する「網改造料」との区分があるが、これらの区分の妥当性をこれまでの実績等も参考にして再検証し、DSM・I<sup>9</sup> (相互接続伝送装置)や事業者間精算機能等を含めて、どこまでを利用に応じた負担とするかについて最終答申に向けて検討していく必要がある。

## 2 ISDNから電話への同番移行

現在、NTT東日本・西日本の電話の加入者がこれまでの電話に替えて ISDNに加入するときには、その電話番号が変更されない所謂「同番移 行」が行われているが、逆にISDNから電話への移行に際しては同様の 措置が採られていない。

これについては、利用者の公平やサービスの変更によって番号が変更しないという利用者の利便の上で問題があるが、更に、DSL事業者のように専ら電話回線によってサービスを行っている事業者と、ISDNのサービスを行っている事業者との間の公正性を妨げるとの問題点が挙げられている。

従って、ISDN・電話回線の相互間双方向について同等のモビリティが確保されるよう、同番移行が可能となるための措置が行われる必要がある。これについては平成12年11月13日に郵政省よりNTT東日本・西日本に対して指導が行われており、これに沿った措置が両社によって早急に行われるべきである。

#### 3 網機能提供計画

網機能提供計画については、その意義があることを前提とした意見があ

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Dedicated Service handling Module – Interconnection の略。

る一方で、その見直しを主張する意見もある。どういった場合に必要性があり、どういった場合に必要性がないのかについて最終答申に向けて具体的に検討していく必要がある。

#### 4 接続諾否の手続規定の整備

現在、指定電気通信設備への接続の請求に対して、拒否を行う際に拒否の理由について回答すべきとの規定がNTT東日本・西日本の接続約款上設けられていない。従って、当該接続約款において規定される手続において必要な規定を早急に明記する必要がある。

## 5 接続制度全体の定期的な見直し

接続制度全体の見直しについては、次回の見直しは平成14年度を目途として行うこととし、その後も当分定期的に見直しを行っていくことが適当である。なお、早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに適宜個別に対応していくことは当然である。

# 第 章 今後の措置及び継続検討事項

1 本答申を受けて行われるべき措置

本答申の提言を受けた措置については、次のように進めることが必要である。

### (1) 平成12年中

ISDNから電話への同番移行(文書指導済み) 光ファイバ設備の暫定的なアンバンドル(文書指導)

## (2) 平成13年前半

指定電気通信設備の範囲の見直し等(省令・告示改正) 市場支配力を有する事業者と有しない事業者に関する接続ルールの整備(法律改正)

光ファイバ設備のアンバンドルに関するルール整備(省令改正)「地域IP網」のアンバンドルに関するルール整備(省令改正)移動体通信事業者の設定する料金の改善(文書指導)接続料と利用者料金の先後に関する措置(文書指導)接続拒否の理由の明示(文書指導、接続約款改正)

#### (3) 平成 13 年後半

市場支配力を有する事業者と有しない事業者に関する接続ルールの整備(省令整備)<sup>10</sup>

#### 2 本答申後の継続検討事項

本答申において今後最終答申(平成13年4月から6月頃目途)に向けて検討すべき事項は次のとおりである。

光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非

<sup>10</sup> 本措置のためには、所要の法律改正が行われることが前提になる。

定額の接続料の具体的な算定方式 公衆網における事業者向け割引料金の具体的な考え方 接続関連費用の負担の考え方 網機能提供計画